



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

貿易救済措置について

～不公正な輸入でお困りの企業の方へ～

平成 28 年度
貿易経済協力局貿易管理部
特殊関税等調査室

目 次

1. 貿易救済措置とは・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 我が国における各措置の最近の調査事例・・・・・・・・	4
3. 世界におけるA D措置の調査開始・発動状況・・・・・・・・	10
4. 世界におけるA D措置の調査開始・発動状況 ～事例：太陽光パネル～ ・・・・・・・・	13
5. 我が国の貿易救済措置をめぐる状況・・・・・・・・	14
6. 我が国における具体的な調査の流れ（A D措置の場合）・・・	15
7. A D関税の課税の求めにあたっての留意事項・・・・・・・・	16
8. A D申請に関して盛り込まれるべき情報と 調査当局の事実認定の判断要素・・・・・・・・	17
9. 貿易救済措置の活用に向けて・・・・・・・・	19

1. 貿易救済措置とは

貿易救済措置は、ルール違反の貿易政策・措置による被害に対し、WTO協定で認められた救済手段の一つです。

WTO協定：国際貿易のルール



- ・WTO協定は、WTOの設置根拠となる設立協定及び加盟国間の貿易ルールとして適用される附属書から構成。国際貿易に予見可能性を付与。
- ・161カ国を規律し、全世界の貿易量のうち9割以上をカバー。

**ルール違反の貿易政策・措置に
遭遇した時は・・・**

WTO協定は2つの救済手段を認めている

①WTO紛争解決手続に付託

②貿易救済措置の活用

①アンチ・ダンピング関税（以下、ADという。）措置

(Anti-dumping Duty)

ダンピング輸出により、輸入国の国内産業が損害を受けている場合、ダンピング価格差分の関税（アンチ・ダンピング税）を賦課する措置。

②補助金相殺関税（以下、CVDという。）措置

(Countervailing Duty)

特定の政府補助金を受けて生産等がなされた貨物の輸出により、輸入国の国内産業が損害を受けている場合、当該補助金の効果を相殺するため関税（相殺関税）を賦課する措置。

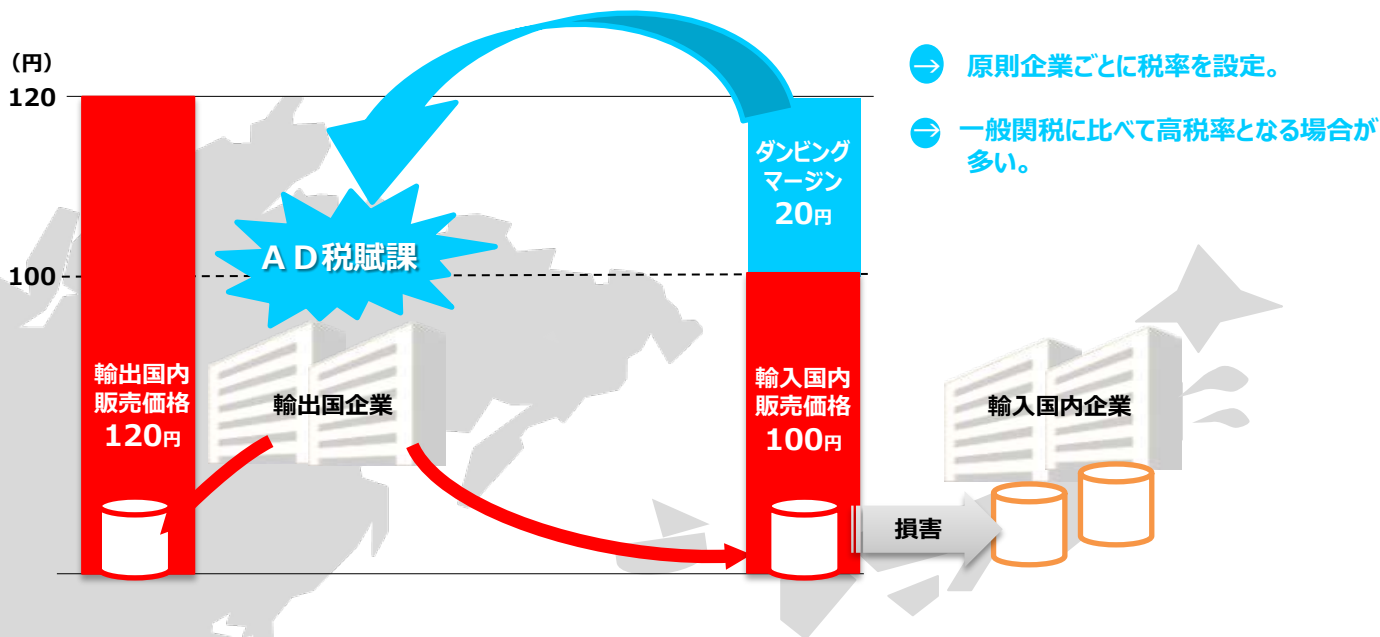
（参考：③セーフガード（以下、SGという。）措置）

(Safeguard)

輸入の急増が国内産業に重大な損害を与え、国民経済上緊急の必要性が認められる場合、関税の賦課又は輸入数量の制限を行う措置。ルール違反の貿易に対する措置ではないことに留意。

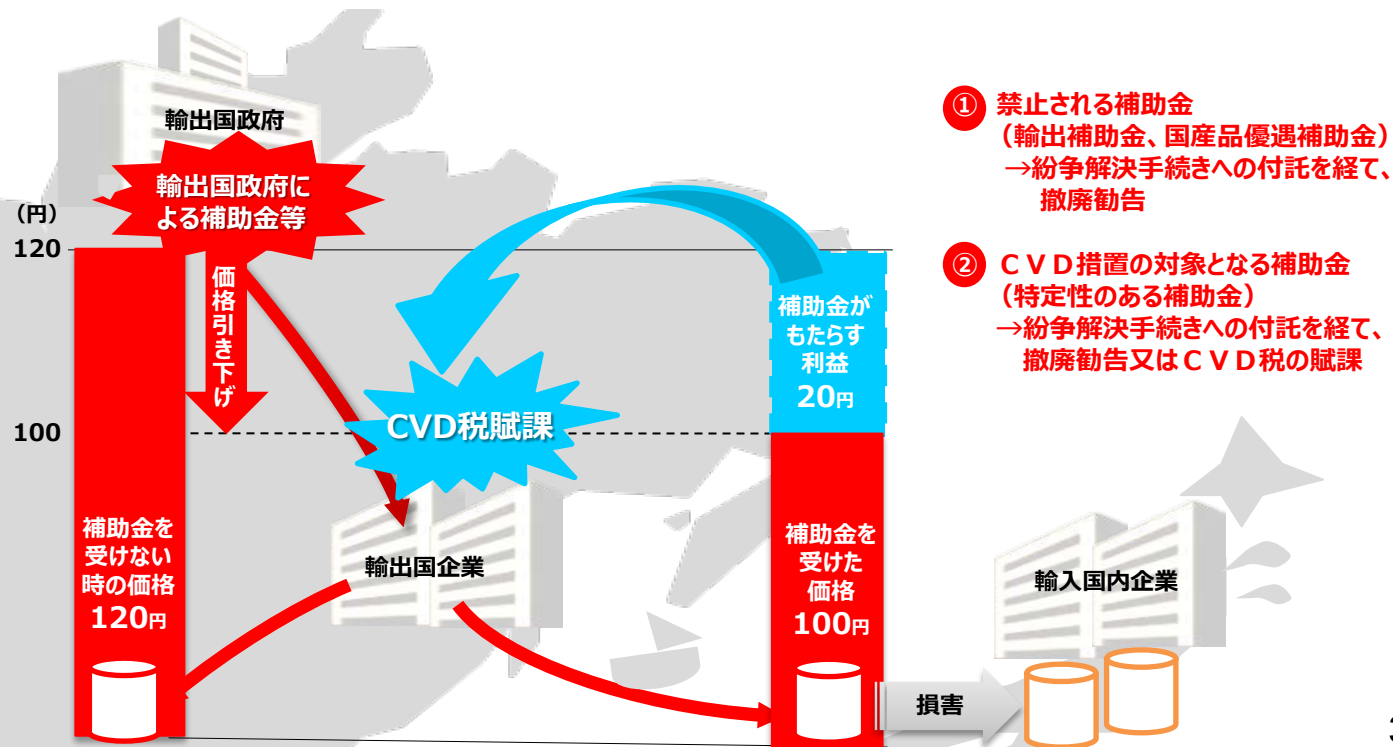
(参考 1) A D 措置とは～W T O 協定におけるダンピングとは～

W T O 協定におけるダンピングとは、輸出者による価格設定の結果、輸出国での国内販売価格より低い価格により輸出が行われることです。A D 措置は、輸出価格と国内販売価格の差分を A D 税として（下記の例では、輸出価格と国内価格の差分の 2 0 円を限度として）課税・徴収することで、輸出価格を適正化します。



(参考 2) C V D 措置とは

補助金は、国の産業政策を実現する手段の一つですが、W T O 協定ではこれら補助金政策を①禁止される補助金と②C V D 措置の対象となる補助金に分類し、それぞれに救済措置を設けています。C V D 措置は、政府補助金を受けて生産等がなされた貨物の輸出が輸入国の国内産業に損害を与えている場合に、当該補助金の効果を相殺する目的で賦課される特別な関税措置であり、補助金を受けない時の価格と補助金を受けた価格の差分を C V D 税として（下記の例では、2 0 円を限度として）課税・徴収することで、輸出価格を適正化します。



Case.1

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る不当廉売の関税に関する調査

平成27年4月に業界団体から申請を受け、5月に韓国及び中国を原産地とする水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税の可否についての調査を開始。

翌年4月には調査結果の中間公表と、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定する仮の決定を行い、これに基づき4ヵ月間の暫定的な不当廉売関税の賦課がなされました（暫定措置）。その後、調査の最終結果が取りまとめられ、不当廉売された貨物の輸入の事実及び本邦産業に与える実質的な損害の事実が認められる結果となったことから、5年間の不当廉売関税の賦課が開始されました（確定措置）。現在、課税中です。

暫定措置

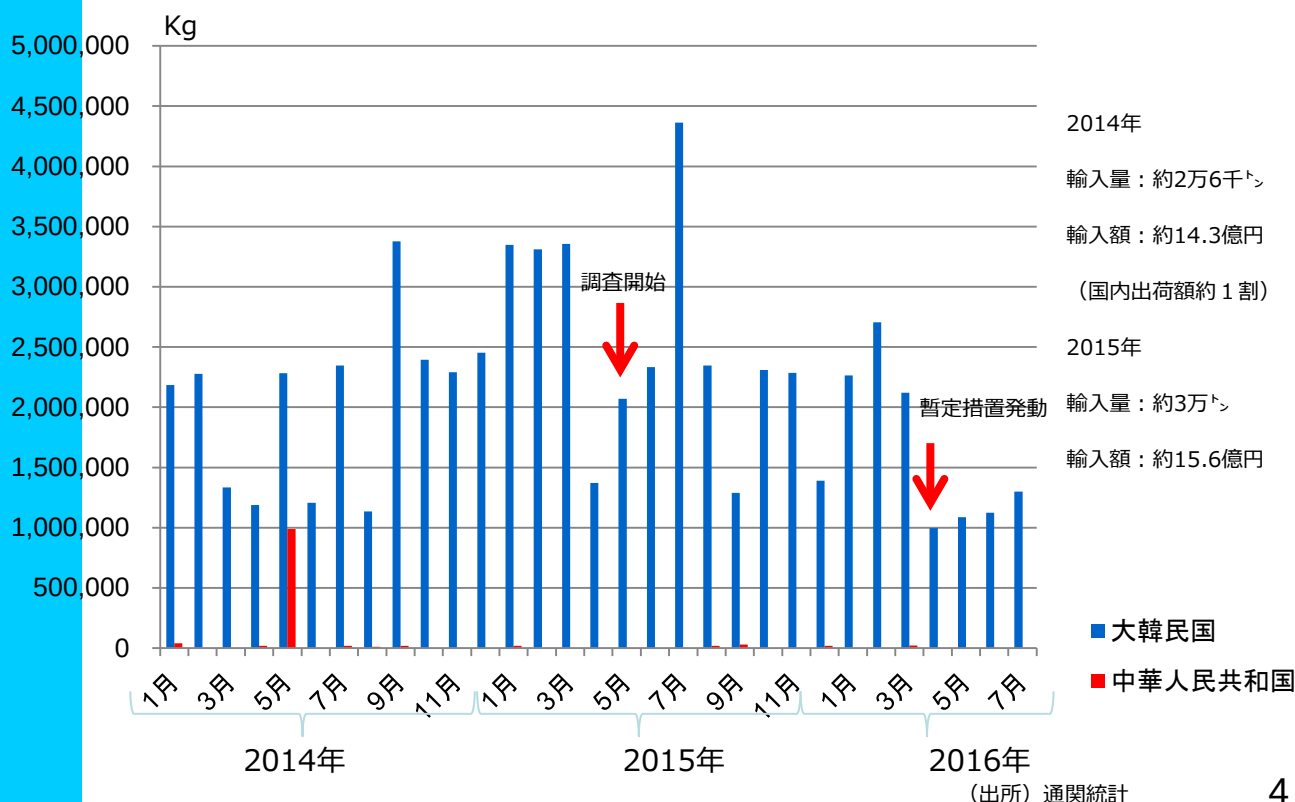
確定措置

- 申請日 平成27年4月3日
- 申請者 カリ電解工業会
- 調査開始日 平成27年5月26日
- 暫定課税期間 平成28年4月9日～平成28年8月8日
- 暫定税率 韓国産：49.5%、中国産：73.7%
- 課税期間 平成28年8月9日～平成33年8月8日
- 税率 暫定税率に同じ。

- 製品概要 水酸化カリウムとは、水に溶解した液体品又は白色片状の固形物で、主な用途は、炭酸カリウム等のカリ塩類の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、液体石鹼や洗剤の原料等。



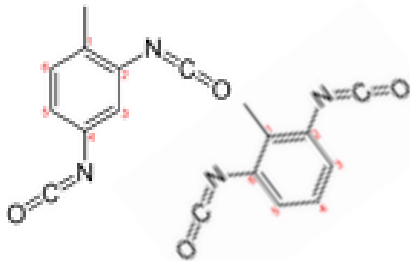
フレーク状

韓国及び中国からの水酸化カリウム輸入量等の推移

中華人民共和國産トルエンジソシアナートに係る不当廉売の関税に関する調査

平成 2 5 年 1 2 月に三井化学株式会社から申請を受け、平成 2 6 年 2 月に中国を原産国とするトルエンジソシアナートに対する不当廉売関税の課税の可否についての調査を開始。

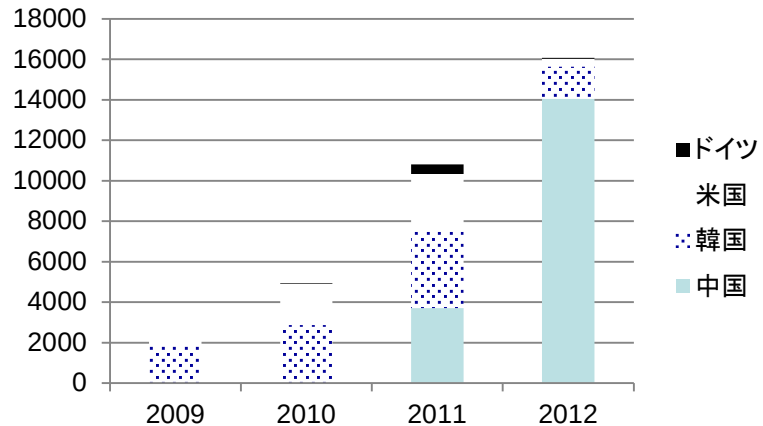
同年 1 2 月には調査結果の中間公表と、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定する仮の決定を行い、これに基づき我が国 2 回目となる 4 か月間の暫定的な不当廉売関税の賦課がなされました（暫定措置）。その後、調査の最終結果が取りまとめられ、不当廉売された貨物の輸入の事実及び本邦産業に与える実質的損害の事実が認められる結果となったことから、5 年間の不当廉売関税の賦課が開始されました（確定措置）。現在、課税中です。



● 申請日	平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日
● 申請者	三井化学株式会社
● 調査開始日	平成 2 6 年 2 月 1 4 日
● 暫定課税期間	平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日～平成 2 7 年 4 月 2 4 日
● 暫定税率	6 9 . 4 %
● 課税期間	平成 2 7 年 4 月 2 5 日～平成 3 2 年 4 月 2 4 日
● 税率	暫定税率に同じ。

● 製品概要
トルエンジソシアナートとは、トルエンから製造される無色の液体で、ポリウレタンの原料として、主として自動車座席、寝具等の軟質フォーム、塗料、接着剤、シーリング材等の製造に使用。

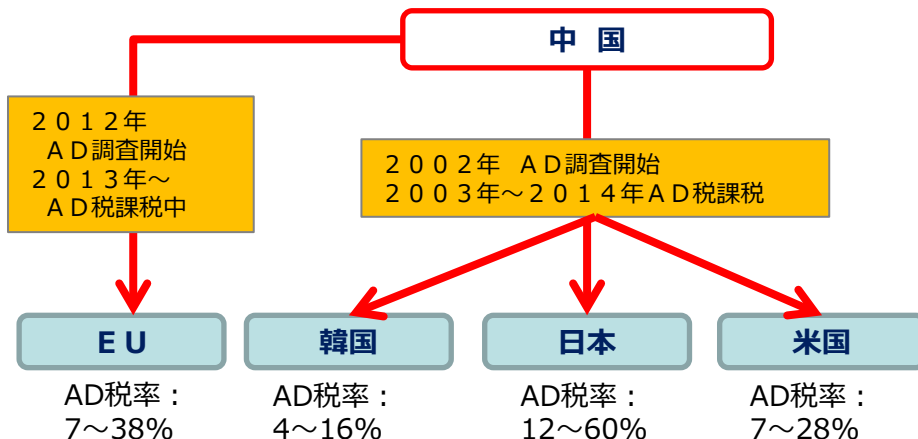
トルエンジソシアナートの輸入量の推移（輸入量（T））



中国のTDI生産能力、国内需要の推移



海外における T D I への A D 措置発動状況



南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガ ンに係る不当廉売の関税に関する調査

平成19年1月に東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社から申請を受け、4月に南ア、豪州、中国及びスペインを原産国とする電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税の可否についての調査を開始。平成20年6月には調査結果の中間公表と、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定する仮の決定及び、これに基づく我が国初となる4ヵ月間の暫定的な不当廉売関税の賦課がなされました（暫定措置）。その後、調査の最終結果が取りまとめられ、不当廉売された貨物の輸入の事実及び本邦産業に与える実質的な損害の事実が認められる結果となったことから、5年間の不当廉売関税の賦課が開始されました（確定措置）。

平成24年8月に東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社から課税期間延長の申請を受け、10月に課税期間の延長に関する調査を開始（豪州産については生産撤退済みのため延長申請の対象とはされていない）。調査の結果、当該貨物の不当廉売輸入が継続し、国内産業に与える実質的な損害の事実が継続し、又は再発するおそれが認められたため、5年間の不当廉売関税の延長が決定されました。現在、課税中です。

当初調査

暫定措置

確定措置

- 申請日 平成19年1月31日
- 申請者 東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社
- 調査開始日 平成19年4月27日
- 暫定課税期間 平成20年6月14日～平成20年10月13日
- 暫定税率 豪州：29.3%
スペイン：14.0%
中国：46.5%（紅星大龍：34.3%）
南ア：14.5%
- 課税期間 平成20年9月1日～平成25年8月31日
- 税率 暫定税率に同じ。

延長調査

- 課税期間延長申請日 平成24年8月30日
- 調査開始日 平成24年10月30日
- 課税期間延長後の課税期間 平成20年9月1日～平成31年3月4日
（平成26年3月5日から**5年間延長**）
- 税率 スペイン：14.0%
中国：46.5%（紅星大龍：34.3%）
南ア：14.5%

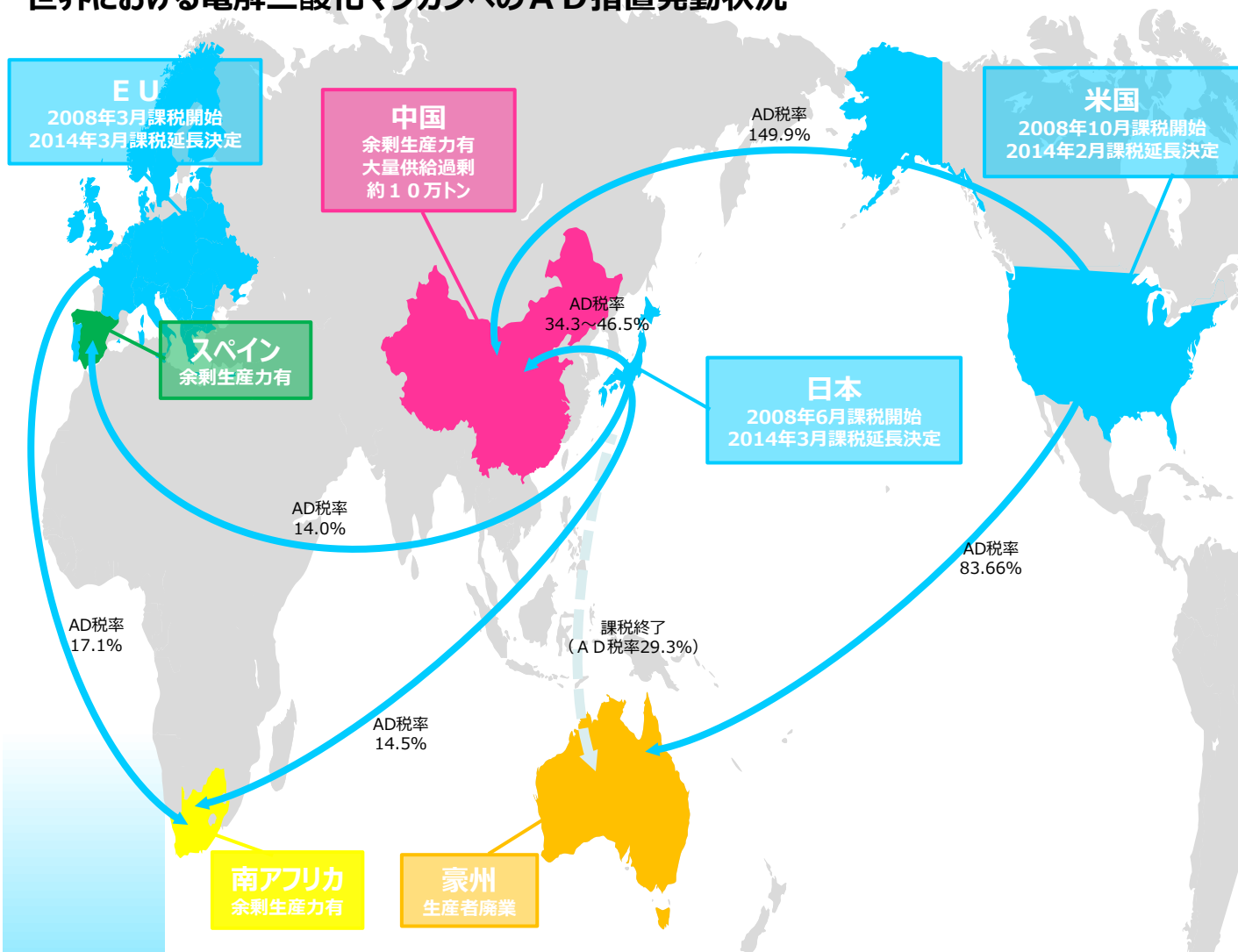
製品概要

電解二酸化マンガンは灰黒色の粉末であり、主に電池（アルカリ電池、リチウムイオン電池等）の正極材の原材料として使用される。その他、マッチ原料、ガラス工業用途（着色）、触媒原料等にも使用。



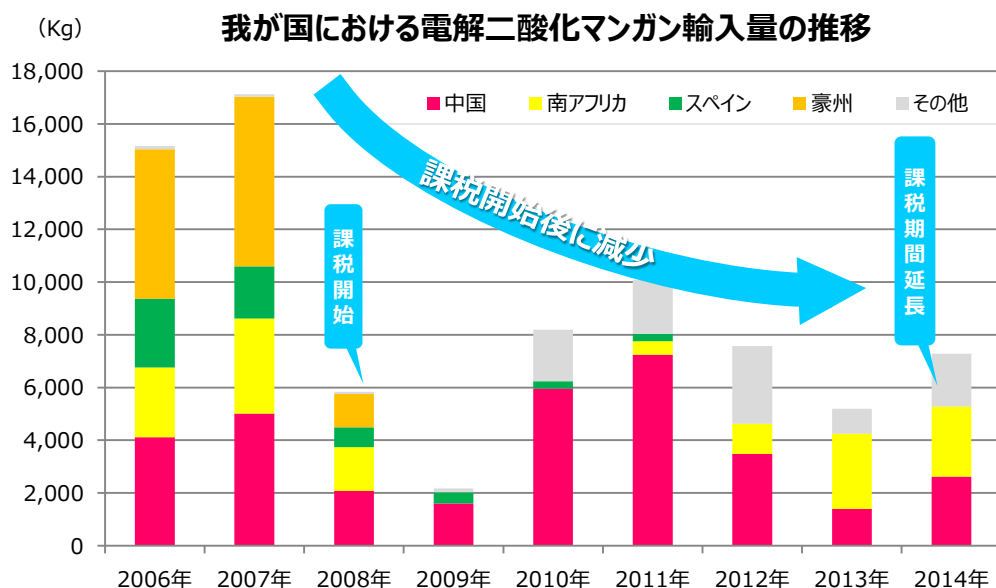
1度の調査の結果によって課税される期間は原則5年ですが、課税期間終了前に申請者から課税期間の延長を求める申請がなされ、課税期間の延長に関する調査を政府が行った結果、現在賦課されている不当廉売関税の課税期間を延長することが適当であると認められれば、更に課税期間を延長することが可能です。

世界における電解二酸化マンガンへのA D措置発動状況



電解二酸化マンガン（EMD）の主な消費国は中国、米国、EU、日本です。

世界的な供給過剰を受けて、ダンピング品が日米EUに流入し、2008年10月、米国が中国産及び豪州産EMDに対し高税率のAD税賦課を開始。EUも2008年3月、南アフリカ産EMDに対してAD税賦課を開始。また、同時期に我が国でも中国、スペイン、南アフリカ、豪州に対してAD税賦課を開始いたしました。この結果、豪州の生産者が廃業しEMD生産から撤退（豪州の生産者は南アフリカの生産者と同一）。一方で、米国への輸出が閉ざされた中国産EMDがEU市場及び日本市場へ大量流入し、南アフリカ産EMDの米国市場への流入も増加。現在も、特に中国で供給過剰状態が続いており、我が国を含め、各国は課税延長措置を取り、引き続き課税を続けている。



(参考) A D措置の発動効果～措置発動後の事例～

南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガ ンに係る不当廉売の関税に関する調査の場合

暫定措置及び確定措置により課税された2008年には電解二酸化マンガンの輸入量が半減し、続く2009年も輸入量が大きく減少しました。また、申請者である東ソーのE M D事業の継続が可能になり、現在、需要が高まっているリチウムイオン電池の正極材であるL M O（マンガン酸リチウム）をE M Dを用いて開発。将来の戦略物資の生産拠点を我が国に残せたことは当該A D措置の重要な成果です。

効果①
技術開発投資
維持

E M Dの新規ニーズへの対応

東ソーや昭和電工など素材各社がリチウムイオン電池材料に相次ぎ参入する。電気自動車やハイブリッド車など環境車の電池向けに、東ソーは電極に使う低コスト材料を開発。昭和電工は燃えにくい電解液などを販売する。

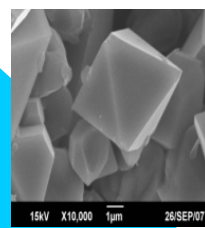
東ソーは電極の正極材で希少金属のコバルト代替技術を開発。材料コストを従来品の7分の1に抑え、安定調達を可能とした。野村證券の調べではリチウムイオン電池市場は08年の約8000億円から20年には最大3兆2000億円に拡大する見通し。現在、自動車向けは全体の1%程度だが20年には7割を占めるといふ。電池材料も最大で4.3倍の1兆1000億円に増える見通しで、大半が自動車向けとなる。

(2009年10月7日 日経新聞 1面(抄))

発
動
効
果



リチウムイオン電池



マンガン酸リチウム
(LMO)



電解二酸化マンガ
(EMD)

(注) リチウムイオン電池の写真は、日立ビークルエナジー株式会社ホームページから引用

効果②
雇用維持

効果③
E M D事業の
回復

「申請に要した費用を考慮しても十分な効果」
と申請者からもコメント。

大韓民国産半導体ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリー（DRAM）に対する相殺関税の課税に関する調査

平成16年6月にエルピーダメモリ株式会社及びマイクロジャパン株式会社から申請を受け、8月に調査を開始。ハイニックス社に対して韓国の民間金融機関等が行った金融支援措置（平成13年、14年の2回）は、実質的な韓国政府による補助金であり、同社に対し不当に利益をもたらし、我が国の産業に損害を与えていると認められる結果となったことから、平成18年1月から5年間の補助金相殺関税の賦課がされました（我が国初の相殺関税措置）。

その後、平成20年10月に事情変更レビュー調査を開始し、補助金利益が存在しなくなったことが確認されたため、補助金相殺関税は撤廃されました。

当初調査



- 申請日
- 申請者
- 調査開始日
- 課税期間
- 税率
- 韓国がWTOへ提訴
- WTOパネル・上級委員会報告公表
- WTO日本に対し是正勧告

平成16年6月6日
エルピーダメモリ株式会社及びマイクロジャパン株式会社
平成16年8月4日
平成18年1月27日～平成22年12月31日
韓国（ハイニックス1社のみ）：27.2%
平成19年3月14日
平成19年7月13日・平成19年11月28日
平成19年12月17日

WTO是正勧告履行のための調査

- 調査開始日
- 税率引き下げの決定

平成20年1月30日
平成20年9月1日～（税率：27.2%→9.1%）

事情変更レビュー調査

- 関税の変更又は廃止申請日
- 調査開始日
- 課税廃止の決定
- 製品概要

平成20年9月29日（申請者：ハイニックス社）
平成20年10月15日
平成21年4月23日（税率：9.1%→廃止）
コンピュータが処理するデータやプログラムを一時的に保存するための電子部品（揮発性メモリー）で、パソコン、ゲーム、電子辞書等に使用。

ねぎ、生しいたけ及び畳表に関するセーフガード調査

平成12年12月に農林水産大臣の要請を受け、12月に調査を開始。調査の中間取りまとめの結果、平成13年4月に関税割当数量を設定するとともに、これを超えるねぎ、生しいたけ及び畳表の輸入に関して追加関税を課すことを内容とする200日間の暫定的なセーフガード措置を発動しました（我が国初のセーフガード措置）。調査の最終とりまとめの結果、確定措置発動には至らず、暫定措置は平成13年11月に終了しました。

暫定措置

- 要請日
- 要請者
- 調査開始日
- 暫定措置期間
- 措置内容

平成12年11月24日
農林水産大臣（調査対象産品の所管大臣）
平成12年12月22日
平成13年4月23日～平成13年11月8日
関税割当数量を超える輸入について、
ねぎ：輸入割当量—5383トン
追加税率—225円/Kg（256%相当）
生しいたけ：輸入割当量—8003トン
追加税率—635円/Kg（266%相当）
畳表：輸入割当量—7949トン
追加税率—306円/Kg（106%相当）

確定措置発動せず

- 調査終了日

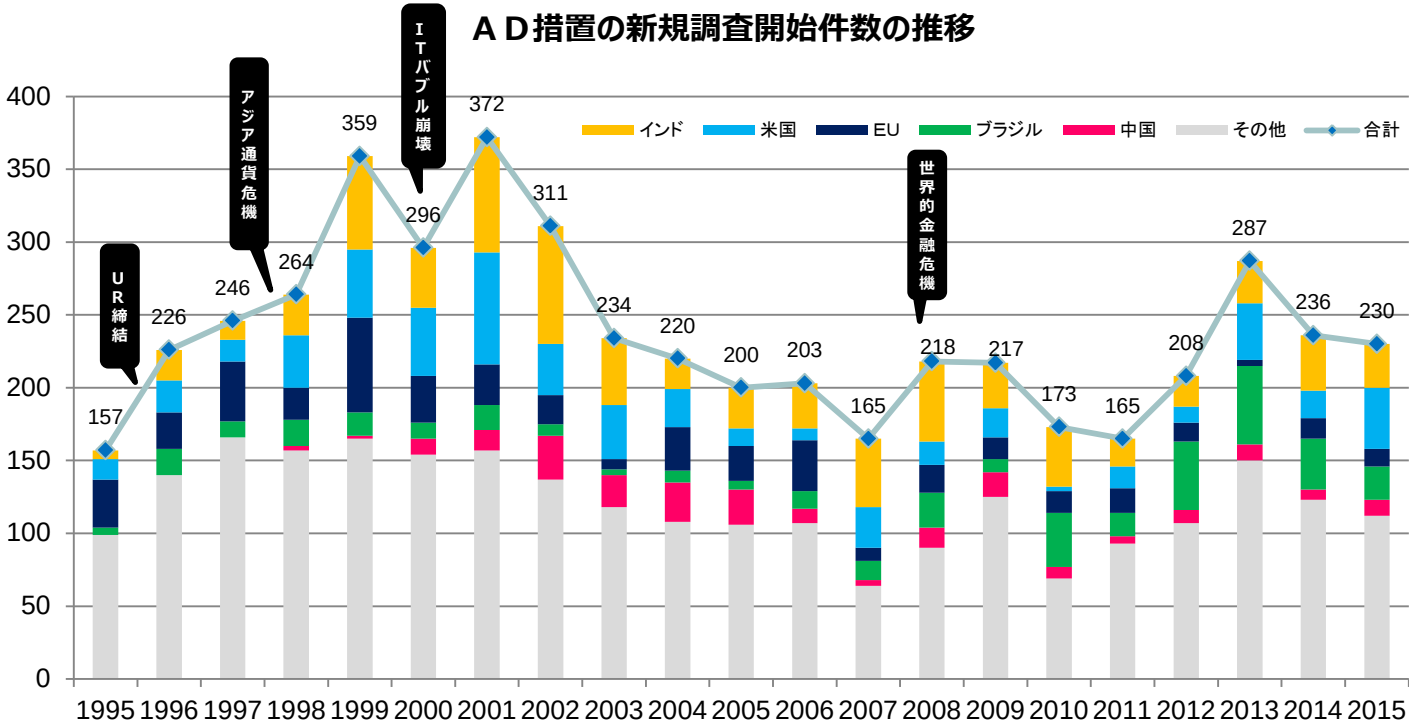
平成13年12月21日

3. 世界におけるA D措置の調査開始・発動状況

A D措置に係る諸外国の新規調査開始件数は、世界金融危機発生時を除き、2000年代は減少傾向にありましたが、近年再び増加傾向にあります。特に近年は、先進国の調査件数が減少する一方で、インドやブラジルなど新興国の調査件数の増加が目立ちます。

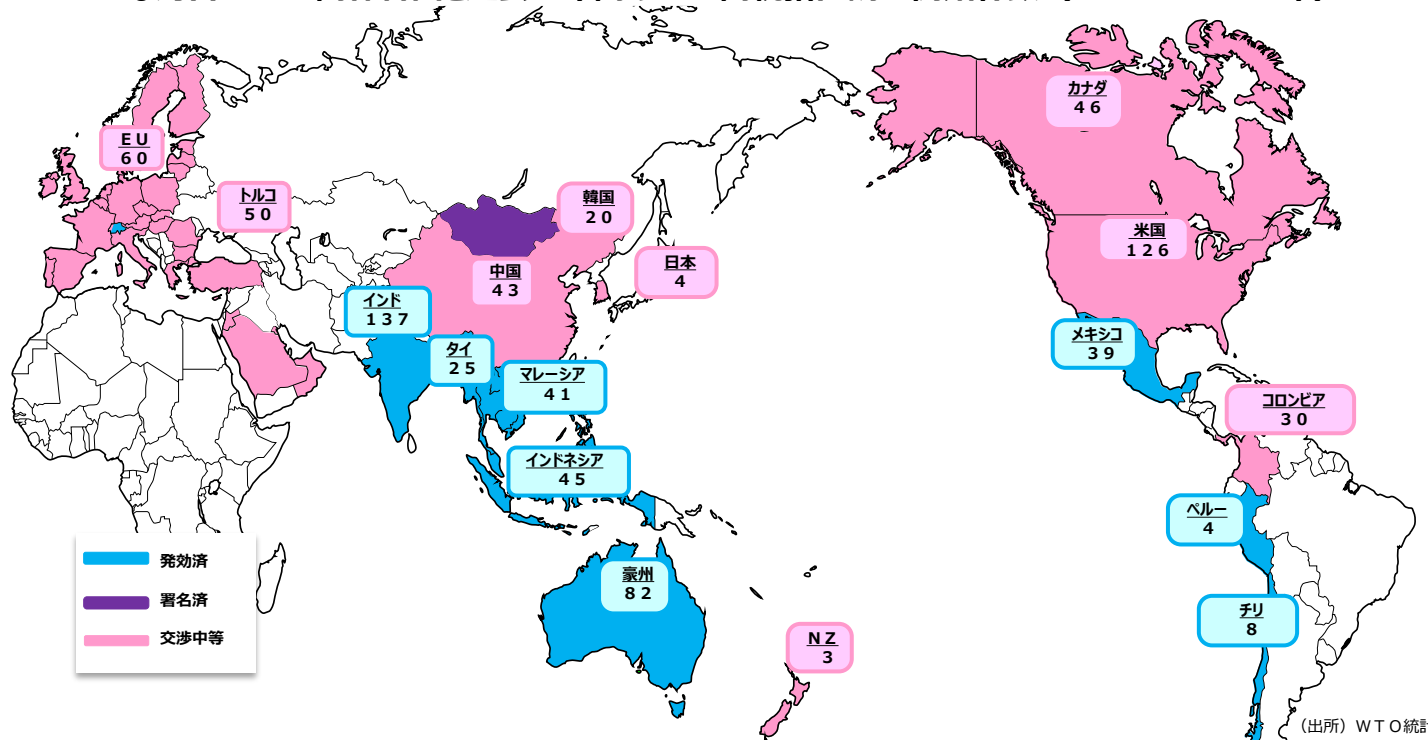
我が国と我が国E P A関係国との調査開始件数を比較すると、各国において活発にA D措置が利用されていることが分かります。

A D措置の新規調査開始件数の推移



(出所) WTO統計

主な対日E P A関係各国と過去5年間のA D関税措置調査開始件数(2011-2015年)



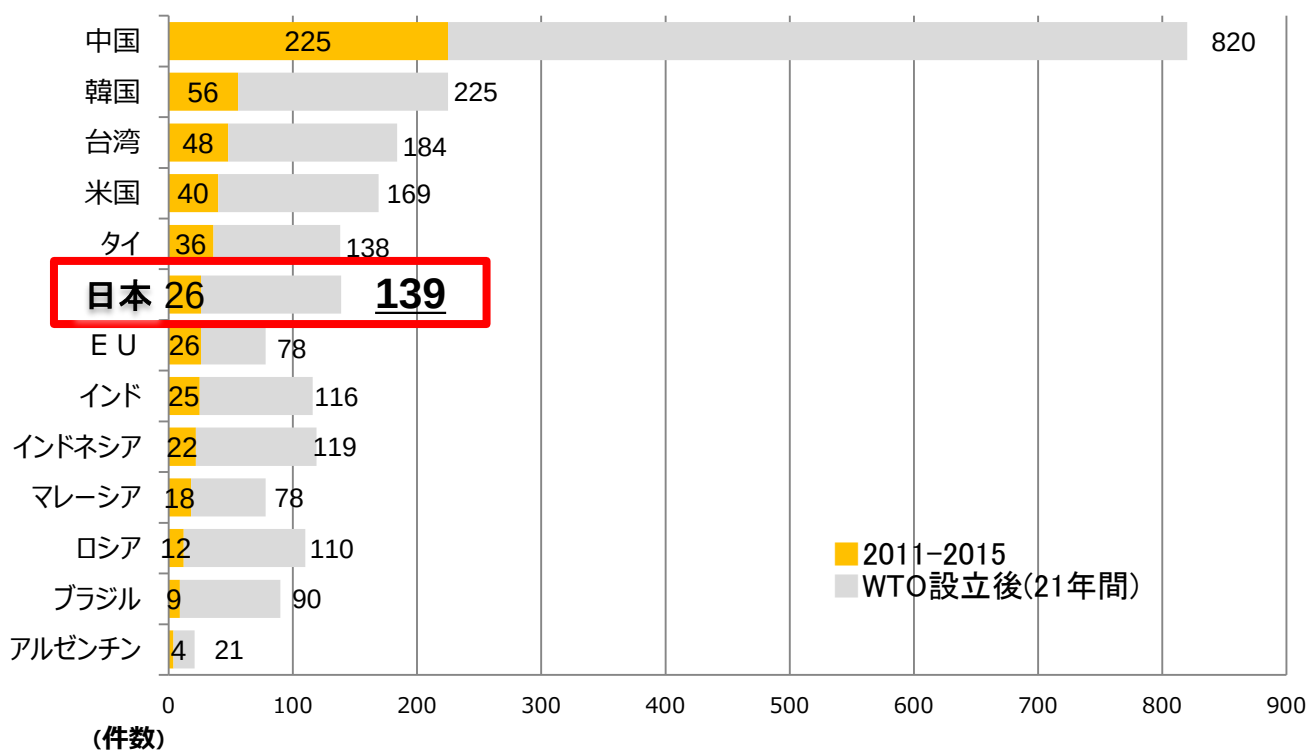
(出所) WTO統計

- 発効済 (13カ国1地域) : シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、ベトナム、インド、オーストラリア、メキシコ、チリ、ペルー、スイス
- 署名済 (1カ国) : モンゴル
- 交渉中等 (カ国6地域) : 韓国、日中韓、RCEP (東アジア地域包括的経済連携)、GCC (湾岸協力理事会)、トルコ、EU、カナダ、コロンビア、TPP

ダンピング等不公正な貿易に対し、諸外国は積極的にアンチ・ダンピング関税措置を活用し、国内産業の損害の救済を図っています。

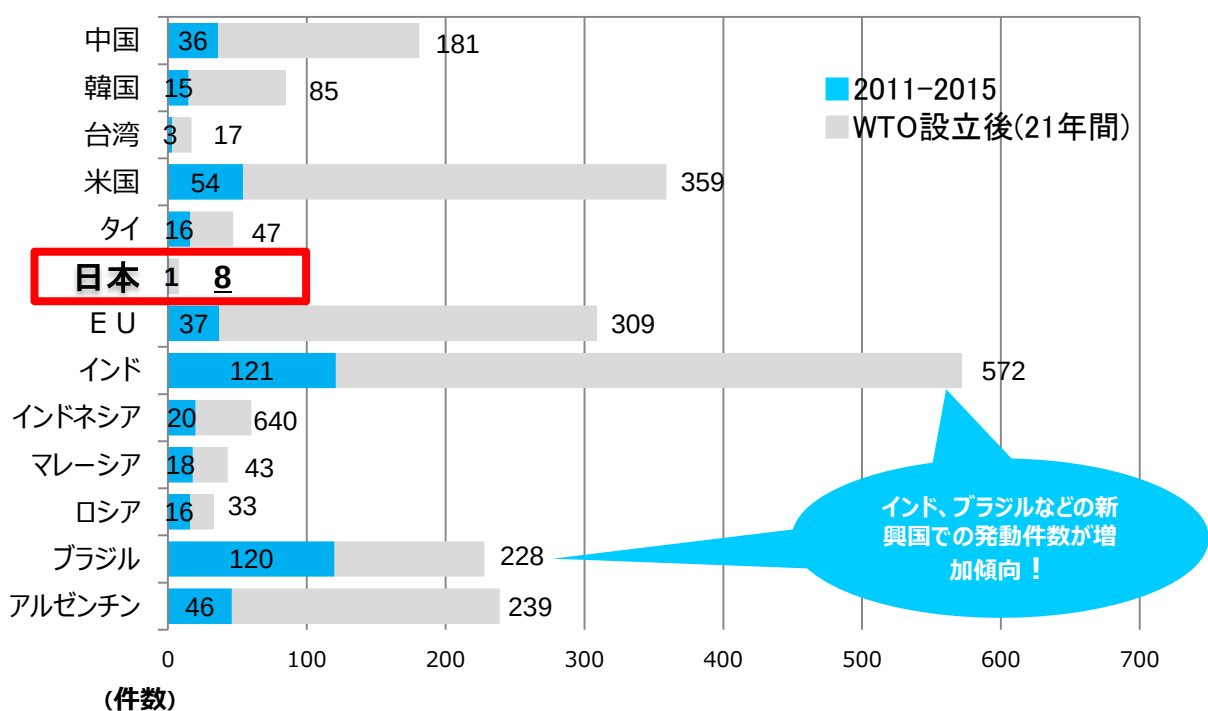
A D措置の発動は、従来、米欧等先進国が新興国に対して発動することが多かったのですが、近年では、米欧等よりもインド、ブラジル、中国等の新興国による発動が増えています。また、これらA D措置は主に中国、韓国、台湾、米国、日本に対して発動されています。

AD措置国別被発動件数1995-2015



(出所) WTO統計

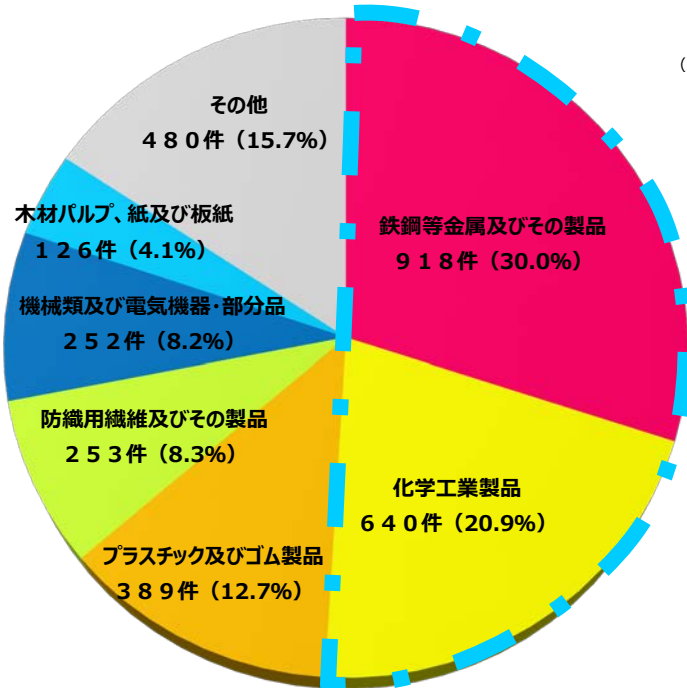
A D措置国別発動件数1995-2015



(出所) WTO統計

A D 措置の発動状況をセクター別に見ると、鉄鋼・金属製品、化学品の分野で多く発動されています。世界各国においては、農産品から精密機械に至るまで様々な産品に A D 措置が発動されており、対象となる産品に制限はありません。

A D 措置の発動件数（セクター別（累計））



対象期間：1995年～2014年
(出所) W T O 統計

A D 措置発動の対象セクターは、世界全体として、鉄鋼等金属や化学工業製品がその 5 0 % を占める

A D 措置の発動の例

米国	E U	日本
鉄鋼・金属製品 コンクリート補強用スチールバーねじ ステンレススチール 等	鉄製チューブ又はパイプ ステンレス製ねじ スチールロープケーブル 等	フェロシリコマンガ
化学品 亜硝酸ナトリウム 硝酸アンモニウム すみれ色カルバソル顔料 等	炭酸バリウム ペルオキソ硫酸塩 硝酸アンモニウム 等	電解二酸化マンガ トルエンジイソシアナート 水酸化カリウム
プラスチック ゴム製品 ポリエチレン製バッグ P E T フィルム 等	ポリテトラフロロエチレン細粒 アイロン板 P E T フィルム 等	
紙 繊維製品 ポリエステル短繊維 美術用キャンバス 等	綿製ベッドリネン ポリエステル短繊維 等	カットシート紙 パキスタン綿糸 2 0 番手 ポリエステル短繊維
機械類 部分品等 ベアリング エアコン機器 電子レンジ 等	ハンドパレットトラック 冷蔵庫 等	
農産品等 冷凍エビ オレンジジュース 等	冷凍イチゴ 柑橘系果実 スウィートコーン 等	

A D 措置の対象となる産品に制限なし！

(参考) 補助金相殺関税措置をめぐる動向

2 0 0 8 年に発生したリーマンショック後、主要国の相次ぐ公的資金の導入等の影響により、2 0 0 9 年に CVD 措置の調査開始件数は急増しました。2 0 1 0 年から 2 0 1 1 年にかけては CVD 調査開始件数は減少傾向にありましたが、2 0 1 1 年末以降再び増加傾向にあります。特に米国、欧州といった先進国による調査の開始が目立ちます。

- 米国 2 0 1 1 年 1 1 月、中国産太陽光パネルに対する A D / CVD 同時調査を開始。2 0 1 2 年 1 月、中国産風力発電タ
ワーに対する A D / CVD 同時調査を開始。(なお、2 0 0 8 年以降に米国が調査開始・発動した対中 CVD 措置は 2 2
品目にのぼり、中国は 2 0 1 2 年 5 月これらの措置を W T O に提訴。)
- E U 2 0 1 1 年 1 1 月、米国産バイオエタノール燃料に対する CVD 調査を開始。
- カナダ 2 0 1 2 年 4 月、中国産鋼管杭に対する CVD 調査を開始。
- 中国 2 0 1 1 年 1 2 月、米国産自動車 (2 5 0 0 c c 以上の乗用車、SUV) に対する A D / CVD 措置を発動。
(なお、米国は 2 0 1 2 年 7 月中国の同措置を W T O に提訴。)

4. 世界におけるA D措置の調査開始・発動状況～事例：太陽光パネル～

近年、先進国を中心とした、固定価格買取制度等再生可能エネルギー普及促進策の導入を背景に、太陽光パネルに対する需要が拡大してきています。

2008年の金融危機以降、多くの先進国政府が再生可能エネルギーに対する支援策を削減したため、余剰生産力が顕著になっています。



中国産太陽光パネルに対するA D／C V D措置

- 2012年 9月 調査開始
- 2013年 6月 暫定課税開始
A D税率：6～8月11.8%
8月以降 37.3%～67.9%
- 2013年 8月 価格約束締結
(約7割の輸出者と締結。具体的価格、数量については対外秘。)
- 2013年12月 最終決定
A D税率：27.3%～64.9%
CVD税率：0～11.5%
- 2015年 6月 3輸出者につき価格約束違反を認定。
※この他、2014年5月、中国産太陽光発電用ガラスに対してA D／CVD課税を決定。



中国産太陽光パネルに対するA D／C V D措置

- 2011年12月 調査開始
- 2012年 5月 暫定課税開始
A D税率：31.14～249.96%，CVD税率：2.90～3.61%
- 2012年12月 課税決定
A D税率：18.32～249.96%，CVD税率：14.78～15.97%
- 2014年 1月
台湾産セル使用中国産太陽光パネルへのA D／C V D及び台湾産太陽光パネルに対するA D調査開始
- 2015年 2月 課税決定
A D税率：中国26.71～165.04%、台湾11.45%～27.55%
※中国で組み立てられた第三国産セルを含む
CVD税率：27.64～49.74%

2011年の中国からの対象製品輸出額：€210億（中国の対EU輸出の約7%）



中国の生産能力：設備容量55GW，世界需要の150%（2012年）

2011年の中国からの対象製品輸出額：\$31億（中国の対米輸出の約0.8%）

対EU

- 2012年11月
①EU（独、伊、西）産太陽光パネル用多結晶シリコンへのA D調査開始
→2014年5月 課税開始
A D税率：42%、CVD税率：1.2%
独・Wacker Chemie AGのみ3月に価格約束締結
- ②EUの再生可能エネルギー固定価格買取制度についてW T O紛争解決手続きに付託（DS452）
- 2013年7月
EU産ワインへのA D／C V D調査開始
→2014年3月 EUと中国で民間ベースのMOU締結。調査中止へ。

対米国

- 2012年11月
米国産太陽光パネル用多結晶シリコンへのA D／C V D調査開始
- 2013年7月 暫定課税開始
A D税：53.3%～57%、CVD税：0～6%
- 2014年1月 最終決定
A D税：53.3%～57%、CVD税：課税せず

（参考）その他の太陽光パネルを巡る貿易紛争

- ①インドによる中国、台湾、米国、マレーシア産太陽光パネルへのA D課税決定（2014年5月）
- ②カナダによる中国産太陽光パネルへのA D／C V D課税決定（2015年7月）
- ③米国によるインドの太陽電池及び太陽電池モジュールに関する措置（DS456）＜2014年4月 パネル設置＞
- ④日本、E Uによるカナダ・オンタリオ州再生可能エネルギーによる発電に関する措置（DS412,426）
＜2013年5月WTO上級委員会報告書採択＞

5. 我が国の貿易救済措置をめぐる状況

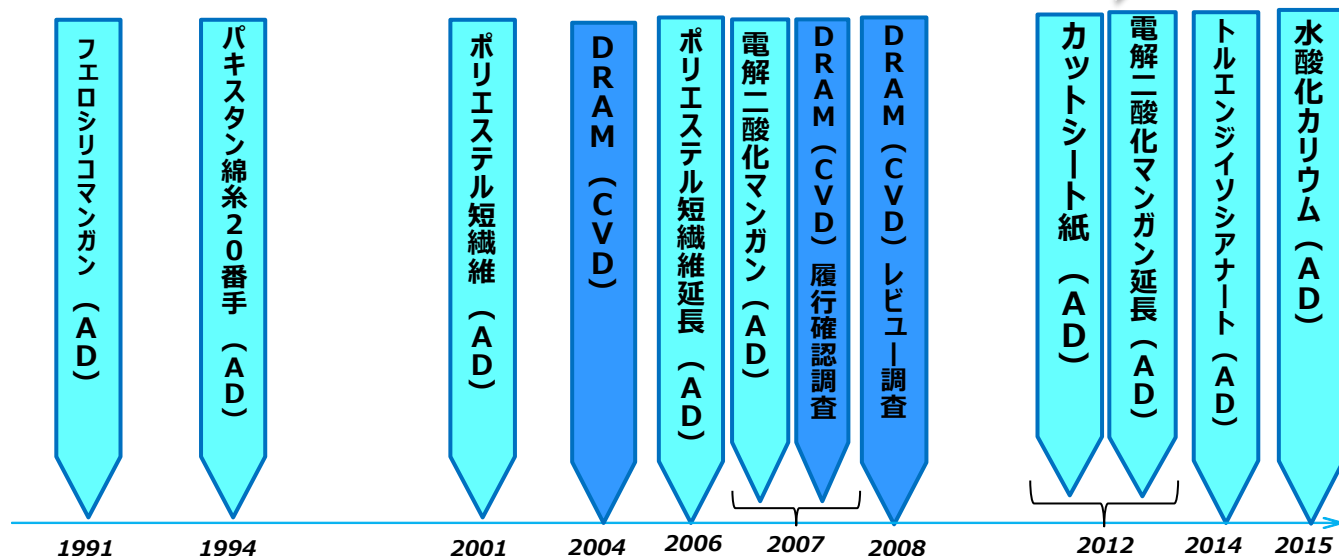
我が国は、従前より貿易立国を自認しており、A D等の貿易救済措置の活用については消極的でしたが、アジア諸国の台頭、W T O紛争解決ルールの定着に伴い、調査件数、紛争対応が増加しています。

近年の動向としては、欧州の財政危機や世界金融危機の影響等により、世界的に貿易救済措置の発動が増加する兆しをみせています。

これまでのA D/CVDの調査案件

※いずれも調査開始年

2000年以降増加傾向



我が国のA D調査案件一覧

対象貨物	対象国	課税状況	税率
フェロシリコマンガ	中国 ノルウェー 南ア	課税終了 (H5.2.3～H10.1.31)	5社 4.5～19.1% その他 27.2% 新規事業者 8.9% (価格約束: 2社)
綿糸	パキスタン	課税終了 (H7.8.4～H12.7.31)	9社 2.1～7.9% 8社 課税せず その他 9.9%
ポリエステル短繊維	韓国 台湾	課税終了 (H14.7.26～H24.6.28)	韓国 1社 6.0% 4社 課税せず その他 13.5% 台湾 全社 10.3%
ポリエステル短繊維 (延長)	韓国 台湾	課税終了 (H14.7.26～H24.6.28)	同上
電解二酸化 マンガ	スペイン 南ア 中国 豪州	課税中 (H20.6.14～)	南アフリカ 14.5% 中国 1社 34.3% その他 46.5% 豪州 29.3% スペイン 14.0%
カットシート紙	インドネシア	課税せず調査終了 (H25.6.26)	n.a.
電解二酸化 マンガ(延長)	スペイン 南ア 中国	課税中 (H20.6.14～)	南アフリカ 14.5% 中国 1社 34.3% その他 46.5% スペイン 14.0%
トルエンジイソシア ナート	中国	課税中 (H26.12.25～)	中国 69.4%
水酸化カリウム	中国 韓国	課税中 (H28.8.9～)	中国 73.7% 韓国 49.5%

我が国のCVD調査案件一覧

対象貨物	対象国	課税状況	税率
ダイナミック・ランダム・アクセスメモリー(DRAM)	韓国	課税終了 (※当初 H18.1.27～ H22.12.31)	ハイニクス1社 当初 27.2% 変更後 9.1% レビュー後 廃止

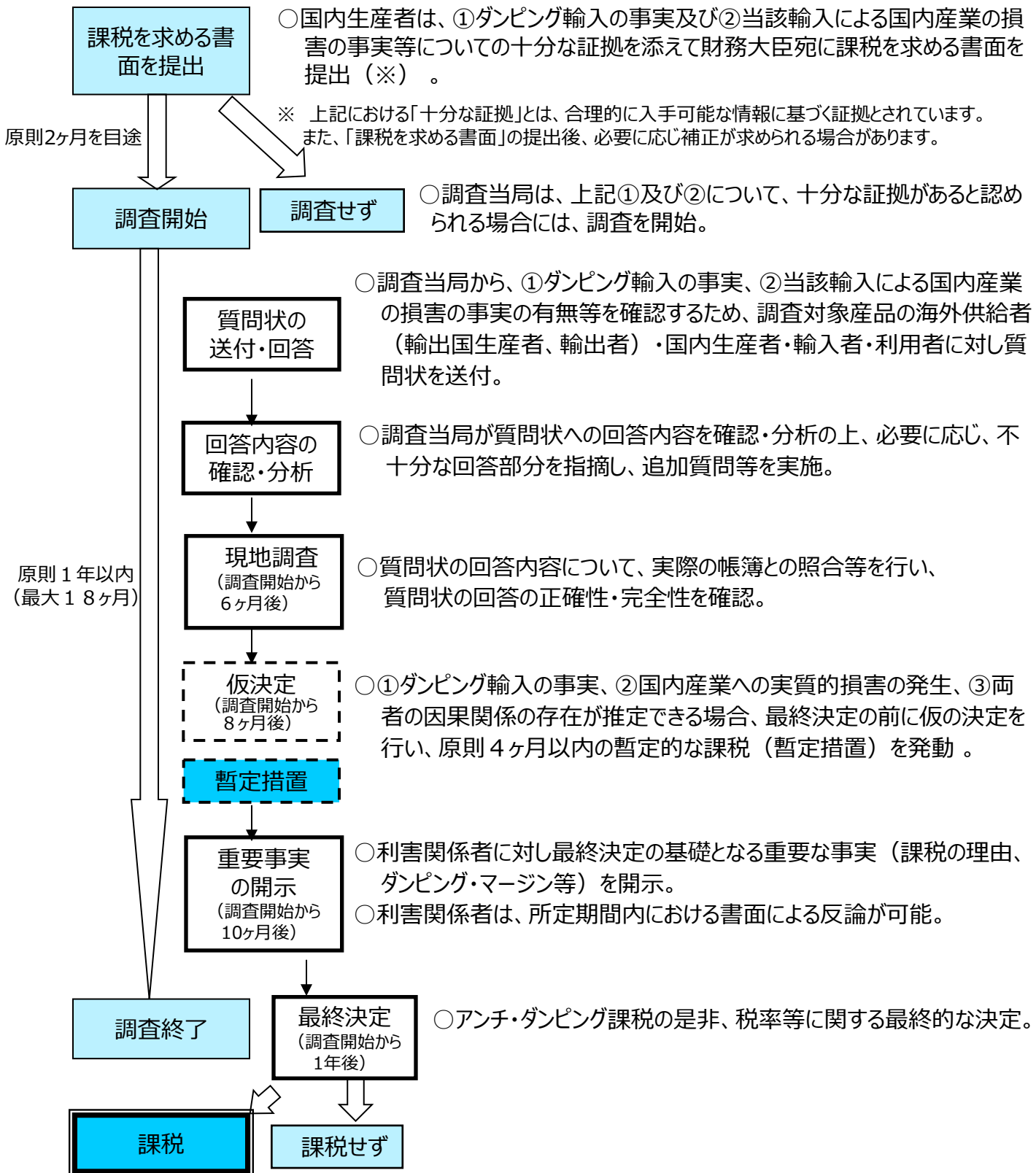
我が国のS G調査案件一覧

対象貨物	対象国	課税状況	税率
ねぎ 生しいたけ 畳表	一	暫定措置発動の後、 課税せず調査終了 (H13.12.21)	※暫定措置時 ねぎ 輸入割当量:5383トン 追加関税率:225円/kg (256%相当)
			生しいたけ 輸入割当量:8003トン 追加関税率:635円/kg (266%相当)
			畳表: 輸入割当量:7949トン 追加関税率:306円/kg (106%相当)

6. 我が国における具体的な調査の流れ（A D措置の場合）

調査は、原則 1 年（延長された場合、最大 1 8 ヶ月）で終了します。

国内生産者からの課税の求めに対し調査開始が決定された場合、経済産業省・財務省等から成る調査チーム（調査当局）が調査を行います。



注1 補助金相殺関税調査の場合でも基本的には同じ流れとなりますが、①課税の求めの内容が補助金を受けた貨物の輸入の事実及び損害の事実等となること、②調査開始前等に相手国との協議が必要となること主な相違点となります。

注2 セーフガードの場合には、調査の流れは大幅に異なりますので、18ページに紹介する経済産業省ホームページをご参照ください。

7. AD関税の課税の求めにあたっての留意事項

アンチ・ダンピング関税の課税の求め（以下、「申請」）を行う場合には、以下の要件を勘案する必要があります。

申請の前提条件

申請適格要件

- ・「本邦の産業に利害関係を有する者」（関税定率法第8条第4項等）
 - ⇒ 調査対象貨物と同種の貨物の国内生産者のことを言い、調査対象貨物の「輸入生産者」等は除かれます。
 - ※ なお、海外に本社のある本邦企業であっても、主たる事業が国内生産である場合には、申請可能です。

申請を行う生産者の生産高

国内総生産高

25%

> （不当廉売関税に関する政令第5条第1項第1号（※））

調査開始のための要件

申請を支持する生産者の生産高

（支持者＋反対者＋輸入生産者等）の生産高

50%

> （不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン5.(3)）

⇒本要件に適合するかどうかについては、合理的に入手できる一定の根拠が必要です。

AD申請対象製品の定義等

- ・「すべての点で同じである製品又は、そのような製品がない場合には、すべての点で同じではないが極めて類似した性質を有する製品」（AD協定2.6）
 - ⇒ 申請時には、アンチ・ダンピング申請対象製品について、可能な限り特定することが必要です。

（アンチ・ダンピング申請対象製品の特定における留意点）

⇒アンチ・ダンピング申請対象製品と国内で生産されている製品が、その物理的・化学的特性、用途、販売経路、製造工程等に照らし、「同種」とであると判断されることが必要です。

注 **補助金相殺関税**の場合でも、基本的な要件は上記アンチ・ダンピング関税の要件と同じです。なお、詳細は19ページに紹介する経済産業省ホームページをご参照ください。

8. AD申請に関して盛り込まれるべき情報と調査当局の事実認定の判断要素

申請を行う場合には、①ダンピング輸入の事実、②国内産業に与える実質的な損害等についての情報が含まれた申請書を提出することが必要です。なお、①の価格に関する情報の提出については、事前に調査当局までご相談ください。

① ダンピング輸入の事実に関して申請に盛り込まれるべき情報

申請時に盛り込まれるべきダンピングに係る情報：

ダンピング産品に関する

- － 定義
- － 輸出者・輸出国名・輸出価格
- － 正常価格（輸出国内販売価格、第三国販売価格又は構成価格）
- － 輸入量
- － 同種の国内産品価格に与える影響 等 （A D協定 5. 2）

（参考） ダンピングの定義（A D協定 2. 1、2. 2）

ある国から他の国へ輸出される産品の価格が次のいずれか（正常価格）より低いときは、その産品の輸入は、ダンピングとみなすことができます。

原則： 輸出国の国内における消費に向けられる同種の産品の通常取引における比較可能な価格（輸出国内販売価格）

例外： 輸出国内において、国内販売価格によっては適正な比較が行えない場合（※）においては、以下の価格と比較されます。

- (i) 第三国に輸出される同種の産品の販売価格（第三国輸出価格）
- (ii) 原産国における産品の生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤としての妥当な額を加えたもの（構成価格）

※ 「適正な比較が行えない場合」とは、例えば以下のようなケースが該当します。

① 同種の産品の販売が行われていない

（例）国内生産の全量が輸出されている場合 等

② 市場が特殊な状況である若しくは輸出国の国内販売量が少ない

（例）輸出国の国内販売が輸入国への国内販売量の5%未満である場合 等

注：なお、中国からの輸入の場合、当該輸入貨物の生産者が市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができない場合には、中国以外の第三国での国内販売価格等を正常価格として用いることができます。

② 実質的な損害に関して申請に盛り込まれるべき情報

申請時に盛り込まれるべき実質的な損害に関する 15 の指標：

(国内産業 (※) の過去 3 年間の)

販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益、操業度、
キャッシュフロー、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力、投資、ダンピングの価格差の大きさ (A D 協定 3. 4)

⇒ 損害の認定については、上記指標を総合的に勘案して判断されるものであり、全ての指標が悪化していなければならない、というものではありません。その他、国内価格に影響を及ぼす要因も考慮されます。

※ 「国内産業」とは、ダンピング輸入された貨物と同種の貨物の国内における総生産高に占める生産高の割合が50%以上となる国内生産者を意味します。

③ 申請を受けた調査当局の事実認定

(3)国内産業における損害の発生

(4)因果関係

(5)その他の要因 (※)
による損害との区別

(1)ダンピング輸入の著しい増加
(2)ダンピング輸入による国内産品
価格への悪影響等

※ その他の要因

(需要の減少、消費態様の変化、技術進歩等)
⇒ 例えばCDプレーヤー販売後のレコードプレーヤーの販売の減少のように、需要の減少や消費態様の変化による販売の減少等による「損害」は課税に係る評価の対象とみなされません。

注：申請書の作成にあたっては、次ページの経済産業省ホームページに掲載している「不当廉売関税（アンチ・ダンピング関税）を課することを求める書面の作成の手引き」もご参照ください。

9. 貿易救済措置の活用に向けて

- ・ ダumping（不当廉売）や特定の補助金を受けた製品の輸入に対する特殊な関税措置（貿易救済措置）は、国際協定上も認められる我が国・産業界の権利の一つです。
- ・ そのため、これらの輸入により損害を受けていると考えられる場合には、本パンフレットで紹介した貿易救済措置の活用を是非ご検討ください。
- ・ これら貿易救済措置の活用について、ご不明な点がありましたら、下記までお気軽にご相談ください。
- ・ また、下記経済産業省ホームページでは、貿易救済措置に関するより詳細な情報を紹介しておりますので、こちらも是非ご参照ください。

経済産業省 貿易経済協力局
特殊関税等調査室
貿易救済措置相談窓口

(TEL) 03-3501-3462

(FAX) 03-3501-0992

(E-mail) qqfcbk@meti.go.jp

（経済産業省貿易救済措置ホームページアドレス）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/index.html